

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人の選考に関する検討会（以下「検討会」という。）の選考（以下「選考」という。）について、その過程と結果について、公平公正かつ透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 選考時は、応募者の氏名等の個人情報を伏せた上で、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人応募用紙」の内容、小論文の記述内容について、次の選考基準に基づき行うものとする。

(1) 応募動機の明確度

- ・一般参考人に応募した動機や自己PRが明確で、説得力があること。

(2) 予防接種との関わり度

- ・予防接種に関する造詣が深く、予防接種施策や分科会の議事への貢献が期待できること。

(3) 被接種者の視点としての積極的な発言への期待度

- ・被接種者又は保護者の立場から、特定のワクチン・領域に偏ることなく、広く予防接種施策の全般に関して、公平・公正かつ積極的な発言・意見が期待できること。

(選考方法)

第3条 選考方法は次のとおりとする。

(1) 書類による選考に当たっては、各選考基準の項目ごとに6点満点で、検討会の構成員が以下の採点により実施するまた、第2条(3)については、特に優れている場合、最大6点を加点することができる。

・優良 6点 ・良好 4点 ・普通 2点 ・不適当 0点

(2) 書類による審査の後、上位4名程度を対象に面接による選考を行う。

(3) 面接による選考に当たっては、構成員が応募者ごとに採点した各項目の点数を合計した点数のほか、応募資格・条件を考慮して、総合的に判断して選考を行う。

(4) 面接の結果については、検討会において議論し、1名程度を決定する。

(5) 選考過程において応募者が応募の資格・条件を満たしていないと判断された場合、選考の対象外として失格とする。

附 則

この基準は、平成25年10月30日から施行する。

【別紙 1】

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人選考に係る評価基準及び採点表

委員名 _____ 応募N○. _____

項目		審査項目	採点	備考
1	応募動機の明確度	・参考人に応募した動機や自己PRが明確で、説得力があること。	6	
2	予防接種との関わり度	・予防接種への見識がしっかりとしており、予防接種施策や分科会への議事に対して貢献が期待できること。	6	
3	被接種者・保護者の視点として、特定の主義・主張に偏らず、公平・公正で積極的な発言への期待度	・被接種者又は保護者の立場から、特定のワクチン・領域に偏ることなく、広く予防接種施の全般に関して、公平・公正かつ積極的な発言・意見が期待できること。	最大 12	※ 加算点 最大 6 点
合 計			最大 24	

◎採点の基準

- ・優良 6点（3については特に優れている場合は、最大+6点を加算）
- ・良好 4点
- ・普通 2点
- ・不適当 0点

※ 審査過程で応募資格・条件が満たされていないと判断された場合、選考の対象外として失格とする。